

2020年4月21日

会員各位

公益社団法人 日本人間ドック学会
理事長 篠原 幸人

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る緊急事態宣言および特定警戒都道府県を踏まえた人間ドック健診等における対応について(改訂版)

今般、人間ドック・健診施設の皆様におかれましては、感染蔓延防止のため日々のご対応にご努力されておられることに感謝申し上げます。

政府は5月の連休明けまでが日本国内の爆発的な感染拡大を防ぐ重大な期間であるとして、全都道府県を対象とした「緊急事態宣言」が5月6日まで発出されました。

また、4月16日には北海道・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・石川県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県の13都道府県に対しては「特定警戒都道府県」と追加されております。

さらに、この「緊急事態宣言」を受けて厚生労働省は4月17日付けにて中央保険者団体等に改訂通知を出しております。

本学会の会員施設・健診機関におかれましては、厚生労働省のこの通知内容に沿って、粛々と対応して戴き、人間ドック・健診受診者の安全と各施設の感染拡大防止対策を第一にお考え戴き以下のとおりのご協力をお願い申しあげる次第です。

<人間ドック・健診施設へのご協力のお願い事項>

1) 「特定警戒都道府県」の対象地域内にある人間ドック・健診施設

人間ドック・健診等を受診される皆様に受診の延期をお願いし、少なくとも緊急事態宣言の期間中は、特定健康診査等は実施しないこと。

2) 「特定警戒都道府県」の対象地域以外の人間ドック・健診施設

人間ドック・健診等を受診される皆様に対しては、緊急事態宣言の期間中は、一時見合わせることを推奨し、受診者に受診の延期をお願いするか、もしくは新型コロナウイルスの感染拡大の防止策を徹底し、受診者(保険者)のご理解を得、十分な安全策を確認した上で実施されること。

*なお、公的保険者以外が行う人間ドック・健診等は自粛対象事業には含まれておりませんが、自粛は当然必要とされております。また、対面方式や集合形式では行わない事が強調されております。

従って受診者数、時間帯その他を考慮して戴き、呼吸機能検査などは後日施行して戴く、

更に結果説明や生活指導は各施設で十分工夫する事が出来るならば、実施は可能かもしれません。

しかし、これはあくまでも受診者・健診施設双方の自己責任で行われる場合に限りです。結論として、当学会は公的保険者以外が行う任意の人間ドック・健診等に関しては一律の中止要請はしない事とします。

3) 本宣言が5月始めに終了するとは限りません。当学会といたしましても今後を見据え、関連学会などとも協議し対策委員会を至急設置する事を考えております。

以上